

令和7年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談の概要

令和7年4月から令和8年3月までの間に、県消費生活センターに寄せられた消費生活相談の概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

相談の状況から特に注意が必要な消費者トラブル ※詳細内容等については別紙記載

1▶化粧品や健康食品の定期購入トラブル

【概要】通信販売で試しに1回だけのつもりで商品を注文したが、実際は、複数回の商品購入が条件の定期購入契約だったため、総額として想定以上の金額を請求された。

- 【ポイント】
- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
 - ・注文前に最終確認画面で契約内容を必ず確認し、記載内容はスクリーンショットを保存しましょう。



2▶光回線サービスの契約トラブル

【概要】契約を乗り換えたら今より安くなると言われて契約したのに、逆に料金が高くなった。

- 【ポイント】
- ・勧誘を受けた場合は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
 - ・電話勧誘の場合は、事業者には原則として料金やサービス提供の条件を説明する義務があるので、契約前に書面の提出を求め改めて説明を受けましょう。



3▶住宅の工事に関するトラブル

【概要】突然訪問してきた業者に屋根の無料点検を勧められ、次々といろいろな工事を勧められ、高額な費用を請求された。

- 【ポイント】
- ・突然の訪問や電話で勧められた無料点検は、安易に受けないようにしましょう。
 - ・点検後に修理を勧められても、その場で契約せず、複数の業者から見積もりを取ったり、専門家に確認を依頼して、しっかり確認しましょう。



4▶SNSをきっかけとしたトラブル

【概要】SNSから副業や投資の勧誘を受けトラブルになった 等

- 【ポイント】
- ・「簡単に儲かる」等の投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。
 - ・SNS上で知り合った人が本当に信頼できる相手なのか、慎重に判断しましょう。



相談窓口

消費生活センター等では、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付け、解決のお手伝いをしています。
買物や契約などのお困りごとや心配なことは**消費者ホットライン**へご相談ください。
※県や市町村等お住いの地域の消費生活相談窓口をご案内します。



(連絡先)

県消費生活センター
担当：船倉、上野山
電話：073-402-0159